

# 固定価格買取制度におけるリプレースの認定の考え方について (風力、地熱、水力)

平成 29 年 5 月 18 日更新

平成 29 年度より、再生可能エネルギーの継続的な拡大の観点から、風力発電及び地熱発電について、新設と比べたリプレースの事業リスク・コストの低さを踏まえ、新たにリプレースの買取価格区分が創設されます。リプレースの買取価格区分の創設等に伴って、風力、地熱、水力発電の認定手続きが一部変更となるため、具体的なリプレース関連の認定手続きの流れを以下の通り示します。

## 認定の流れについて (風力、地熱)

➤ 以下に該当する場合は、リプレースの買取価格区分に該当することになります。

### リプレースの買取価格区分の定義の概要

#### 【風力発電】

次のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものをいう。

- イ 廃止予定の既存発電設備の連系容量を活用して連系するもの
- ロ 廃止された(廃止予定の)既存発電設備で使用していた送変電設備(発電事業者所有のもの)を利用するもの

※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係にある場合又は契約関係にある場合に限る。

※契約関係とは、リプレース発電設備により行う事業の利益の 20%以上を、既存発電設備により事業を行っていた者又はその関係会社(親会社・子会社・親会社の子会社)と分配する契約をいう。

- ハ 廃止された(廃止予定の)既存発電設備の設置場所と同一の場所(既存発電設備が設置されている全ての筆の範囲)に設置するもの

※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係にある場合又は契約関係にある場合に限る。

#### 【地熱発電】

①第 1 種特定地熱発電(いわゆる「全設備更新型」)

蒸気タービン、発電機、復水器及び冷却塔並びに蒸気井及び還元井の全部を更新し、かつ、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当するものをいう。

- イ 廃止予定の既存発電設備の連系容量を活用して連系するもの
- ロ 廃止された(廃止予定の)既存発電設備で使用していた送変電設備(発電事業者所有のもの)を利用するもの

※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である

場合、資本関係にある場合又は契約関係にある場合に限る。

※契約関係とは、リプレース発電設備により行う事業の利益の 20%以上を、既存発電設備により事業を行っていた者又はその関係会社（親会社・子会社・親会社の子会社）と分配する契約をいう。

ハ 廃止された（廃止予定の）既存発電設備が利用していた地熱資源を継続して利用可能な地点に設置するもの

※既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一である場合、資本関係にある場合又は契約関係にある場合に限る。

②第 2 種特定地熱発電（いわゆる「地下設備流用型」）

蒸気タービン、発電機、復水器及び冷却塔の全部を更新し、かつ蒸気井又は還元井の全部又は一部を継続して使用するものをいう。

- 円滑な設備の更新を促しつつ、過度に認定の前倒しを防ぐ観点から、平成 29 年度より、既存発電設備の廃止の 2 年前から認定を取得可能とすることとします。そのため、リプレースの買取価格区分として申請し、認定された場合は、認定日の翌日から 2 年以内に既存発電設備を廃止する条件付きで、認定されることとなります。
- 既存発電設備により事業を行っていた者とリプレース発電設備により事業を行う者が同一でない場合は、両方で合意されていることを示す書類を追加で提出する必要があります。

（条件解除の手続き）

- ✓ 条件解除をするには、認定日の翌日から 2 年以内に既存発電設備が廃止されたことを示す書類※を提出してください。廃止が確認されない場合は、認定の条件を満たさないこととなるため、認定は失効します。

※既存発電設備が廃止（一般送配電事業者に対し、接続上の発電設備の廃止がなされていることをいいます。）されたことを示す書類については、接続先の一般送配電事業者へ照会し（リプレース関連様式 1）、照会結果（リプレース関連様式 2）と申立書（リプレース関連様式 3）を提出してください。

- なお、新設として申請されても、リプレースの買取価格区分に該当することが確認された場合は、新設としての申請を取り下げ、リプレースとして再度認定申請を行う必要があります。リプレースの買取価格区分に該当するかの確認のため、以下の書類の提出を求めることがあります。
  - ◇ 既存発電設備により事業を行っていた者と、申請事業者が、資本関係・契約関係が無いことを示す書類（リプレース関連様式 4）
  - ◇ 既存発電設備の 300m（後述）の範囲内に設置されないことを示す位置図
  - ◇ 送変電設備を全て新設、又は一部流用する場合であっても 500m/5km 以上（後

述)を新設することを示す書類(リプレース関連様式5)

◇ 既存発電設備の廃止前に運転開始することを示す書類(リプレース関連様式6)

- また、認定後、新設ではなく、リプレースの買取価格区分に該当する変更(送変電設備の流用、既存発電設備の300m以内への設置、運転開始前の既存発電設備の停止等)がある場合は、リプレースの買取価格区分への変更認定申請を行う必要があります。その場合、買取価格は変更認定時の価格が適用されることになります。

#### 認定の流れについて(水力)

- 円滑な設備の更新の実施を促しつつ、過度に認定の前倒しを防ぐ観点から、平成29年度より、既存発電設備の廃止の2年前から認定を取得可能とすることとします。そのため、既存発電設備の更新として申請し※、認定された場合は、認定日の翌日から2年以内に既存発電設備を廃止する条件付きで、認定されることになります。

※既設導水路型の買取価格区分、又は新設の買取価格区分で廃止予定の既存発電設備の連系容量を活用して連系するものをいいます。

- 既存発電設備により事業を行っていた者と更新後の発電設備により事業を行う者が同一でない場合は、両方で合意されていることを示す書類を追加で提出する必要があります。

#### (条件解除の手続き)

- ✓ 条件解除をするには、認定日の翌日から2年以内に既存発電設備が廃止されたことを示す書類※を提出してください。廃止が確認されない場合は、認定の条件を満たさないこととなるため、認定は失効します。

※既存発電設備が廃止(一般送配電事業者に対し、接続上の発電設備の廃止がなされていることをいいます。)されたことを示す書類については、接続先の一般送配電事業者へ照会し(リプレース関連様式1)、照会結果(リプレース関連様式2)と申立書(リプレース関連様式3)を提出してください。

## 認定基準について（風力、地熱）

リプレースについては電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）（以下、省令という）第三条第八項、第十九項、第二十項、第二十一項、第二十二項において定義されていますが、その明確化の観点から、以下のとおり考え方を示します。

### 1. 「廃止風力（地熱）変電等設備の全体又は大部分を使用するとみなされるもの」の解釈について

省令第三条第八項ロに規定する「廃止風力変電等設備の全体又は大部分を使用するとみなされるもの」、第十九項ロに規定する「廃止地熱変電等設備の全体又は大部分を使用するとみなされるもの」については、以下のとおり考え方を示します。

#### 【考え方】

- 発電設備から最も近い変圧器又は遮断器（複数風力（地熱）発電設備が存在する場合は、発電設備毎に設置されているものを除く。以下同じ。※）から、責任分界点までの電線路について、廃止された風力（地熱）発電設備の電線路を流用した場合は、「廃止風力（地熱）変電等設備の全体又は大部分を使用するとみなされるもの」に該当します。  
※例えば、各発電設備毎に設置された変圧器に接続された電路が一の変圧器または遮断器に接続されている場合には、当該機器から責任分界点までの電線路を指します。
- 一部を流用する場合は、発電設備から最も近い変圧器又は遮断器から、責任分界点までの電線路について、発電設備が2000kW未満であれば500m、2000kW以上であれば5km以上を新たに新設する場合については、これに該当しないものとします。

### 2. 「廃止風力発電設備が設置され、又は設置されていた場所と同一の場所に新たに設置するもの」の解釈について

省令第三条第八項ハに規定する「廃止風力発電設備が設置され、又は設置されていた場所と同一の場所に新たに設置するもの」については、以下のとおり考え方を示します。

#### 【考え方】

- 廃止風力発電設備（風車、タワー）が設置されていた全ての一筆の土地と同じ土地に、新規の風力発電設備の全て又は一部が設置する場合は、「廃止風力発電設備が設置され、又は設置されていた場所と同一の場所に新たに設置するもの」に該当します。
- 他方、同じ一筆の土地であっても、全ての廃止風力発電設備との距離が300m以上離れている場合は、これに該当しないものとします。

### 3. 「資本関係」の解釈について

省令第三条第八項ロ、ハ、第十九項ロ、ハに規定する「資本関係」とは、新規の風力（地熱）発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を行う者（以下、リプレース風力（地熱）事業者という）にとって、廃止風力（地熱）発電事業者が以下の関係にあたる場合をいいます。

#### 【考え方】

- (1) リプレース風力（地熱）事業者の親会社（（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいう。以下同じ。）
- (2) リプレース風力（地熱）事業者の子会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）
- (3) リプレース風力（地熱）事業者の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該廃止風力発電事業者並びに（1）及び（2）に掲げる者を除く。）をいう。）
- (4) リプレース風力（地熱）事業者の主要株主（総株主の議決権の百分の二十（会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして財務諸表等規則第八条第六項第二号イからホまでに掲げる要件に該当する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあっては、百分の十五）以上を所有する者をいう。）